

2019年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、安倍政権は「人生100年時代」「全ての世代が安心できる社会保障」を打ち出しています。しかし、金融庁の年金をめぐる報告書は、マクロ経済スライドで給付が減らされる仕組みのもとで、足りない老後資金は貯蓄や投資などの自己責任を迫るもので、安心のセーフティネットが壊されている実態を明らかにしました。安倍政権のもとで、賃金も家計消費も大きく落ち込んでいます。この上10月からの消費税の10%への増税は、国民生活と日本経済に大きな打撃を与えることは必至の状況ではないでしょうか。

社会保障給付費はこの間10兆円もの抑制を強いられてきましたが、今年7月の参議院選挙を経て、医療・介護・福祉・年金の全分野・全世代に及ぶ社会保障費削減と患者・利用者の負担増が具体化されようとしています。

医療では「75歳以上の窓口負担の原則2割化」や「かかりつけ医以外への受診時定額負担の導入」などの患者負担増計画が、介護では「要介護1・2の生活援助サービスの保険外し」「ケアプラン作成の有料化」などが、年金でも「支給開始年齢引き上げ」などの制度改定が政府の審議会で検討され、国会へ法案提出されようとしています。

私たちは、今年40年を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命と暮らしを守る自治体の役割発揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命と暮らしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情項目】

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について【長寿介護課】

★(1)介護保険料・利用料について

- ①介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。
⇒介護保険料の減免については引き続き実施します。
- ②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

⇒介護利用料の減免については引き続き実施します。

★(2)介護保険利用について

①介護保険利用の相談窓口専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

⇒認定申請の受付については、県の実施する研修や職場内研修等を通じて専門知識の習得に努めています。

②訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。

⇒平成30年厚生労働省告示第218号「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護により平成30年10月9日付け厚生労働省老健局振興課からの通知「多職種による自立に向けたケアプランに係る議論の手引き」に基づき、利用者の自立支援・重度化防止にとってより良いサービスを提供できるよう努めています。

(3)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

⇒ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的にを行い、入所希望者に対して適用してください。

⇒施設より相談を受けた場合、厚労省の定める「特例入所者」の基準に該当すれば「特例入所」を認めています。

★(4)総合事業について

①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しつけることや、期間を区切った「卒業」はしないでください。

⇒自立支援アセスメントを通して、要支援者のニーズや状態像を分析し、現行相当サービスを含む、実態に即した必要なサービスが受けられるよう留意しています。

②自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

⇒必要な支援が必要なサービスとして提供されるよう、様々なニーズに即した多様なサービスの提供ができるよう体制を整備し、必要な総合事業費については確保します。

(5)高齢者福祉施策の充実について

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

⇒高齢者サロンについては平成25年度より補助金の交付要綱を変更し、開催回数に応じて補助金を交付しています。認知症カフェについては平成27年度より地域包括支援センターへ委託し、市内1ヶ所で実施しています。また、平成28年度からは月1回に実施回数を増やしています。

②多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

⇒高齢者が参加する地域の介護予防教室として「やるっぴ！まちかど運動教室」を平成29年度から開始しております。平成30年度は市内6カ所で開催し、平成31年4月からは市内10カ所で週1回開催しております。

③住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

⇒住宅改修、福祉用具購入については実施しています。高額介護サービス費について

は実施していません。

★(6)介護人材確保について

- ①介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。
⇒平成28年度より総合事業の担い手を増やすため、「やるっぴ！生活支援サポーター養成講座」を実施し、身体介護を含まない生活援助のみを提供するヘルパーを育成しています。
- ②介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を実施してください。
⇒他市町の状況を把握し課題とし検討していきます。
- ③利用者にとって危険を招きかねない1人夜勤を自治体の責任で禁止し、8時間以上の長時間労働を是正してください。
⇒他市町の状況を把握し課題とし検討していきます。

★(7)障害者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。
⇒要介護1以上を対象にしています。
- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。
⇒全ての要介護1以上の方に、障害者控除対象者認定書を個別送付しています。

2. 国保の改善について【国保医療課】

- ★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。
⇒平成30年度の国保の制度改正により県が示す納付金を被保険者から納められる保険税や、国、県、市の負担金等により納めることとなります。保険税で賄う必要がある部分と実際の税収の見込みと大きな乖離があるため引き上げざるを得ない状況です。被保険者にとって急激な保険税の負担増とならないよう、運営協議会や市議会のご意見を伺いながら激変緩和策を検討していきます。
- ★②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。
⇒均等割は負担の公平性の観点から全ての被保険者の方を対象としています。平成30年度の制度改正により、県内のサービス水準の均一化を図る必要もありますので、現在のところ考えておりません。但し、全国市長会より国へ要望を提出していますので、その動向は注視しています。
- ③収入減を理由にした減免要件の前年総所得・減少割合を改善し、活用できる独自減免制度にしてください。
⇒保険税の支払いによって被保険者の生活を圧迫しないよう、法に準じて減免等の規程を準用していきます。
- ★④資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。
⇒現在、資格証明書を発行している世帯はありません。滞納世帯には、納税相談の機会をできるだけ多く持ち、計画的な納税を促すため、個別の事情を考慮しつつ6ヶ月の短期被保険者証を交付しています。
- ★⑤保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与な

どの差押禁止額以上は差押えないでください。

⇒滞納世帯には、納税相談の機会をできるだけ多く持ち、計画的な納税を促すため、個別の事情を考慮しつつ6ヶ月の短期被保険者証を交付しています。

⑥一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

⇒生活扶助基準の引下げに伴い、平成30年度に適用基準の拡大を行いました。今後も必要に応じて基準の見直し等を行ってまいります。また、広報やホームページ等により制度の周知も行っています。

⑦70歳～74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。⇒被保険者に有効となるよう平成31年度より簡素化の手続きを行っています。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など【税務課】

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

⇒差押禁止財産は差押していません。納税者の状況に応じて分納、執行停止、減免等の相談に応じています。

4. 生活保護について【福祉課】

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援(仕事探し)を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

⇒生活保護相談時において、状況をお聴きし、生活保護の制度をお伝えした後、本人へ申請の意思を確認して申請書を渡しています。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

⇒新規ケースワーカーは、県主催の現業員研修を受講し、基礎知識を習得しています。またケースワーカー全員での検討会を随時開催し、情報の共有と知識の統一を図っています。

③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。

⇒返還が今後の生活を圧迫しないよう、状況を鑑みながら返還していただくようにしています。

④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

⇒国の通知に基づき、個々のプライバシーに配慮しながら、少なくとも12か月ごとに行っています。

★⑤夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用(更新含む)や電気代の助成を行ってください。

⇒エアコンの購入費用については、国の通知に基づき対応します。電気代の助成の実施予定はありません。

5. 福祉医療制度について【国保医療課】

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

い。

⇒現在の制度については、縮小せず、存続していく予定です。

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急を実施してください。
また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

⇒子ども医療費の18歳年度末までの給付及び入院時食事療養標準負担額の助成について、現在のところ実施予定はありません。中学校卒業までの現物給付は、既に実施しています。

- ★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

⇒精神障害者保健福祉手帳を1、2級で交付を受けた人へは、一般の病気についても給付を行っています。自立支援医療対象者の精神通院の医療費は、既に助成対象としています。

- ④妊産婦医療費助成制度を創設してください。

⇒現在のところ実施予定はありません。

6. 子育て支援について【子ども課、福祉課、学校教育課、教育庶務課】

- (1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

- ①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。

【福祉課】

⇒市単独での実施予定はありませんが、国が全国調査を行う話もあるため、状況を注視していきます。

- ②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。【子ども課】

⇒自立支援計画策定の予定はありませんが、自立支援給付金事業及び日常生活支援事業を実施しています。

- ★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。
また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。【学校教育課】

⇒世帯構成により多少の差は生じますが、4人家族では生活保護基準額の約1.4倍となります。周知は、児童生徒の状況をよく知る学校がその状況を配慮し随時行っていますが、入学説明会や市の広報紙でも周知しています。また、平成28年度入学予定家庭より、新入学学用品費等を3月に支給しています。

- ④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。【福祉課】

⇒生活困窮世帯の中学生を対象に「子どもの学習・生活支援事業」を2016年4月より実施しており、個別の学習支援や社会体験活動などの居場所づくりとなる取り組みを定期的に行っています。「こども食堂」について、情報提供、相談支援により支援を行っていきます。

- ★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。【教育庶務課】

⇒学校給食法の規定に基づき、学校給食に要する経費(食材購入相当分)については、保護者の負担とさせていただきます。学校給食費の減額や多子世帯に対する支

援は予定していません。

(3) 幼児教育・保育の無償化について、すべての子どもが等しく幼児教育・保育を受けることができるよう、市町村の課題と位置付けて施策を実施・拡充してください。

① 認可保育所の整備・増設をおこなってください。保育士資格の有資格者を確保するための具体的な施策を実施してください。【子ども課】

⇒ 公立保育園については、「知立市公共施設保全計画」に基づき計画的に実施しています。保育士確保については、以前より処遇について各施設代表者と意見交換を行っています。

② 無償化の対象となる認可外保育施設等について、すべての施設が国の定める保育士配置と面積にかかる最低基準を満たすことができるよう指導・援助してください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための独自の支援を実施してください。【子ども課】

⇒ 愛知県の実地指導調査へ随行し指導に立ち会うとともに、市が実施する研修への参加を促すなど保育の質の確保を図ります。

③ 就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、無償化以前の利用料負担を上回ることがないように減免制度を実施・拡充してください。【子ども課】

⇒ 無償化前の保育料を上回ることのないよう、市町村民税所得割額が 77,101 円未満世帯の子ども及び 18 歳以下の第三子以降は給食費の免除を行っています。

7. 障害者・児施策の拡充について【福祉課】

★① 障害者が 24 時間 365 日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置してください。

⇒ 第 3 期知立市障がい者計画・第 5 期知立市障がい福祉計画に基づいて、当事者や保護者、支援団体、事業者等と連携していきます。

② 在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。

⇒ 相談に応じ制度に沿って支給していきます。

③ 移動支援（地域生活支援事業）を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

⇒ 通園・通学・通所・通勤に利用できることは考えていません。なお、入所施設の入所者が、余暇利用で移動支援をご利用いただいている方はいます。

④ 入院時および入院中のヘルパー利用を認めてください。

⇒ 入院時は移動支援で可能な範囲は支援しますが、入院中のヘルパーの利用は考えていません。

⑤ 障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

⇒ 現時点では国の施策以外は無償化になりません。

★⑥ 40 歳以上の特定疾患・65 歳以上障害者について、

1) 一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

⇒ 本人の意向に基づき必要なサービスを適正に支給します。

2) 介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

⇒ 介護保険の利用申請を行わない利用者には、サービス利用計画を確認し、本人の障がい特性で必要と思われる障害福祉サービスについては、支給していきます。

3) 2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知してください。
⇒高齢障害者の利用者負担軽減制度について、窓口での説明を丁寧に行なっていきま
す。

⑦障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよ
う基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

⇒現時点では考えておりません。国の制度に基づき実施していきます。

⑧障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために
加算方式ではなく報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。

⇒介護職員等に対し市独自の補助は考えておりません。

8. 予防接種について【健康増進課】

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエン
ザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制
度を設けてください。

⇒任意接種については、安全性や費用対効果について厚生労働省が研究を続けており
国の定期化の動向を待ちたいと考えます。ロタウイルスワクチンについては研究も進ん
でおり助成について検討中です。

②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実
施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種
事業の対象としてください。

⇒個人予防目的の定期接種のため、ワクチン単価に対する一部負担金としては相当だと
考えます。消費税増税に伴う一部負担金の引き上げはしない予定です。

任意接種については、6年間の実績において接種希望の方には接種機会が十分に
あったと考えており、再開予定はありません。

2回目の接種については、小児の任意接種と同様に安全性、有効性について研究段
階なのでその動向を注視していきます。

9. 健診・検診について【健康増進課】

★①産婦健診の助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。

⇒出産後1か月頃に1回助成。その間は、お誕生おめでとう電話相談事業を助産師が
実施し母子の状況を確認しています。産後健診の内容に産後うつ質問票を追加し、医
療機関と早期の連携がとれる体制も作っており、現時点では拡充の予定はありません。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

⇒受診率が低いため、受診率の向上のための工夫や勧奨を実施しているので、現行の
ままの助成で考えています。

③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

⇒常勤の配置予定はありませんが、保健所の指導を仰ぎ、研修等にも積極的に参加し、
歯科事業をすすめています。

【Ⅱ】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

【関係課(予定がある場合)】

1. 国に対する意見書・要望書

①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、こ

れ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。

- ②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。
- ③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を先延ばししないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。
- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。
- ⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。
- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点为国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
- ②18歳年度末までの医療費無料制度を実施してください。
- ③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。
- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

(2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

以上